

南相馬市立病院

専門医研修資金貸与制度募集要項

◇ 制度の目的 ◇

南相馬市長（以下「市長」という。）が指定する診療科において、専門医研修を受けている医師で、将来、南相馬市立総合病院及び小高病院（以下「市立病院」という。）の医師として勤務しようとする方に対し、その研修に必要な資金を貸与します。そのことによって、市立病院の医師の確保を図るとともに、大学病院等が行う医学・医療の実践を通して地域医療に貢献する医師の養成に寄与することを目的としています。

1 応募資格

市長が指定する診療科において初期研修終了後の専門医研修を受けている医師で、専門医研修終了後、市立病院に常勤医師として、研修資金の貸与を受ける期間と同等以上の期間を勤務する意思のある方

【市立病院】

- 総合病院 南相馬市原町区高見町二丁目54番地の6
- 小高病院 南相馬市小高区東町三丁目8番地

【市長が指定する診療科】

- ◎小児科 ◎産婦人科〔周産期（新生児）〕 ◎消化器科（消化器内視鏡）
- ◎脳神経外科 ◎リハビリテーション科 ◎循環器科

2 研修資金の貸与額及び貸与期間

- (1) 月額220,000円
- (2) 貸与期間は、貸与契約に基づく貸与の開始月から専門医研修を終了（専門医資格を取得）するまでの間。ただし、5年間を限度とします。
- (3) 原則、毎月本人の口座に振り込みます。

3 募集人員

1人程度

4 募集期間

4月1日から募集人員に達するまでの期間

5 応募手続き

(1) 応募方法

(2)に記載されている書類を直接持参するか、または郵送（簡易書留または配達記録）してください。

(2) 提出書類

ア 市立病院専門医研修資金貸与申請書（様式第1号）【連帯保証人の所得証明書及び住民税の納税証明書を添付してください。】

イ 臨床研修終了証の写し

ウ 専門医研修を受けていることを証する書類

エ 戸籍抄本

オ 履歴書（様式自由）

カ 専門医研修計画書（様式第2号）

(3) 連帯保証人

連帯保証人は1人とし、独立の生計を営む成年者に限ります。

6 選考の方法及び決定

提出書類を審査した上で、面接を行い、貸与の可否を決定し、その結果については、本人に通知します。

【※ 面接のための交通費等については、応募者の負担となります。】

7 貸与契約の締結

貸与が決定された方は、市長と貸与契約を締結していただきます。

8 貸与契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- ① 市長が指定する診療科における専門研修を中止したとき。
- ② 心身の故障のため、専門医研修を継続する見込がなくなると認められるとき。
- ③ 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ④ 専門医研修期間中に死亡したとき。
- ⑤ その他研修資金の貸与の目的を達成する見込がなくなると認められるとき。

9 貸与の休止

- ① 研修を中断することになったときは、研修資金の貸与は行われません。
- ② 期間は、中断の事実が生じた日の属する月の翌月から、その事実が消滅した日の属する月の分までの間となります。

10 研修資金の返還

次のいずれかに該当するときは、研修資金の全部又は一部に年利 10%の利子を付して、原則として返還の理由が生じた月の翌月末日までに、一括返還していただきます。

【全部返還】

- ① 研修の中止等により契約が解除されたとき。【要項の8に該当】
- ② 専門医研修終了後、市長が指定する期日までに市立病院に勤務しなかったとき。

【一部返還】

- ① 市立病院の医師としての在職期間（休職、停職、育児休業その他の理由により勤務しなかった期間を除いた期間。以下同じ。）が、研修資金の貸与を受けた期間に達しなかったとき。

11 返還債務の免除

【全部免除】

次のいずれかに該当したときは、返還債務の全部を免除します。

- ① 市立病院の医師としての在職期間が、研修資金の貸与を受けた期間に達したとき。
〔※ 貸与を受けた期間が1年に満たない場合には、1年とします。〕
- ② 在職期間中において、公務上死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため退職したとき。

【全部または一部免除】

上記①または②により返還債務を免除する場合のほか、次のいずれかに該当したときは、返還債務の全部または一部を免除することができます。

- ① 返還債務の免除を受ける前に退職したとき
〔※ 在職期間を研修資金の貸与を受けた月数で除して得た数値に、返還債務の額を乗じて得た額に相当する額。ただし、在職期間が1月未満の場合は1月となります。〕
- ② 死亡または心身の故障その他やむを得ない理由により、研修資金を返還することができなくなったとき
〔※ 専門医研修中の死亡または市立病院在職期間中の公務災害による死亡を除く。〕

12 返還猶予

災害、疾病その他やむを得ない理由があると認めるときは、実態に応じ、返還債務の履行を猶予します。

13 遅延利息

正当な理由がなく研修資金の返還が遅延した場合は、返還すべき金額に年14.6%の割合で計算した遅延利息を徴収します。

14 その他

- ① 所得税法の改正に伴い、平成28年4月1日以後の貸与金返還免除に係る債務免除益については、所得税が非課税となります。
- ② 申請書類は採用の可否にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。

※ 詳細については、「南相馬市立病院専門医研修資金貸与条例」及び「南相馬市立病院専門医研修資金貸与条例施行規則」によります。

問合せ先・応募先

南相馬市立総合病院 事務部事務課総務係

〒975-0033

福島県南相馬市原町区高見町二丁目54番地の6

電話 0244-26-7541 (直通)

FAX 0244-22-8853

E-mail sogo-hp-jimu@city.minamisoma.lg.jp

※ 申請書等は、南相馬市立総合病院ホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.city.minamisoma.lg.jp/index.cfm/30.html>